

議案第 55 号 指定管理者の指定について

社会福祉法人愛光園を指定管理者とすることについて賛成の立場で討論いたします。

前回の指定にひきつづき指定管理者をお願いしていくということで、愛光園におかれましてはこれまでのおひさまの管理運営だけでなく、大府市の児童福祉、障害者福祉に多くの協力やアドバイスをいただけてきたことから、指定管理者としてまことに適切であるものと考えます。知多半島のこの地域に、このように安心してお願いできる団体があることは歓迎すべきことであります。

しかしながら、指定管理者制度は公募を原則とすべきで、今回、公募に至らず任意指定となったことについては、厚生文教委員会の場で質したとおりであり、市民により良いサービスを、効率的に提供していく観点からは、より多くの選択肢の中から比較し評価し指定していくことは当然に必要なことであります。また、秀でた団体であればこそ、正当に比較評価を受け、競争という経験値を積んでいただくことで、団体にもよりスケールアップしていただくことができる、この地域からもっとアップグレードな団体になっていただくこともできるのではないかと、そのように切磋琢磨し地域の団体のレベルアップを図るのもあるいは行政の役割ではないかと考えるものです。

現在、公共の担い手は行政だけではなく、営利企業や市民のボランティアセクターも担い手であることが浸透しつつあります。当市の指定管理者制度の導入事例において、おひさまは、まさに協働の観点で取り組まれている指定管理の事例にあたると思います。

社会福祉法人愛光園は、自分たちが望む福祉の実現のために自分たちでノウハウを積み実践してきておられます。

行政にとっては「効率よく」利用しそれによって地域福祉の向上を図る

市民にとっては、ノウハウを活用したより良いサービスが受けられる

そして 社会福祉法人にとっては「行政が設置した施設を、社会福祉法人が、自らの目指す福祉の実現の場として活用する」。

つまり、この指定管理によって、行政は得意な専門家に任せるという効率化、市民はよりよいサービスを受ける、プラス、受託者にも財源以外の利益（ミッションの実現）を受け取ってもらう。

特にこの3つ目があるかないかで、地域全体の、市民力を含めた活性化・向上につながるかどうかという大きな差が出てくるのではないかと考えます。

こうした協働のまちづくりにおける、非常に良い例であると考えるとともに、より望ましい実践例となるよう大いに期待するものです。

指定管理の期間が10年という長期に及ぶため、行政は適切な評価指標を掲げたり、情報収集に努めるなどして、行政不在、丸投げということのないよう務めるよう申し添えまして、賛成の討論といたします。